

# 広報 鷹巣出張所ニュース

令和4年2月1日発行  
第184号



発行者：国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 鷹巣出張所  
〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字柳中9-1 TEL:0186-62-1226 FAX:0186-63-0991  
ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>

当出張所では、北秋田市今泉～大館市比内町扇田の米代川の35.9km・支川小猿部川1.8kmを管理しています



## 雪捨てについてのお願い



今年度も当出張所では米代川の河川敷を雪捨て場として関係自治体へ提供しています。これは自治体が国土交通省から占用許可を得て雪捨て場として確保しているものです。今年は例年より雪が多く降り、屋根から降ろした雪や敷地内に溜まった雪を捨てるために雪捨て場を利用する方が多くなると考えられます。



**雪捨ては必ず市指定の雪捨て場をご利用くださいますようお願いいたします。**

指定場所以外に捨てられた雪は洪水時に川の流れを妨げたり、パトロールの支障になる恐れがあります。  
※大館市は12月の広報に雪捨て場の情報を載せています。  
北秋田市は雪捨て場の看板が設置している場所となります。



**雪捨て場に雪以外の物（ゴミなど）を持ち込まないようお願いいたします。**

毎年、雪が溶けた後に建設廃材などの異物が大量に残ります。ゴミ捨て場ではありませんので、雪以外のものは持ち込まないでください。

今年は雪が多く、不法投棄の恐れがあるため、このような看板を数カ所に設置しました。看板が設置してある箇所に限らず、指定の雪捨て場以外の雪捨ては不法投棄となりますので、ご注意ください。

尚、自治体を通して申請していただけますと、可能な場所を雪捨て場として許可が出されます。手続きをしていただくと雪捨て場として利用できますので、市役所担当課にご相談ください。大館市役所土木課 ☎43-7079 北秋田市役所建設課 ☎72-3116

### 雪捨て禁止

指定の雪捨て場以外の場所に  
雪を捨てるのは  
不法投棄となり、犯罪です。  
(5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金)



国土交通省能代河川国道事務所 鷹巣出張所

## 令和3年度大巻地区上流・中流河道掘削工事が終了！

本工事は、洪水時の水位を低下させるため河道（川の流れ下る部分）の土砂を取りのぞき水が流れる面積を広くする工事です。これにより、大雨等で洪水が発生しても川の水を安全に流下させることができるので、河川からの氾濫を減らすなど浸水被害の軽減に大きな効果が期待されます。



### 大巻中流河道掘削工事の掘削状況



【施工業者】秋田土建株式会社  
【工期】中流：令和3年4月1日～令和3年12月23日  
上流：令和3年4月1日～令和4年1月26日

地域住民の皆さまのご協力により、今年度の大巻地区（上流・中流・下流）全ての工事につきましては無事終了いたしました。来年度も安全に十分配慮し、引続き河道掘削工事を行ってまいりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。



### 油流出事故にご注意！！

一般家庭のホームタンクや事業所のタンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流出する事故が毎年この時期になると増えています。



キレイな川を守りましょう！

### 編集後記

私は日本の文化や季節の行事が好きです。しきたりに込められた日本人の知恵や思いをなるべく実践するようにしています。今月の行事、節分では邪気や悪いものを落として、新しい年に幸運を呼び込めるよう、願いを込めて豆まきを行いたいと思います。鬼は外～福は内～(^o^)/ (は)